

**健康やかさま ⑮健康診査（7～8月分）再募集のお知らせ**

7、8月の健康診査の申し込みを受け付けます。ご希望の方は、保健センターの窓口で直接または電話でお申し込みください。あなたの健康を守るために年に1度は健診を受けましょう。

なお、下記以外の日程も申し込み可能です。胃がん検診のない健康診査（予約不要）および個人負担金等、詳細については笠間市保健カレンダー（p13～19）をご覧ください。



**【胃がん検診のある健康診査（要予約）】**

**健診項目** 特定健診・生活習慣病予防健診・高齢者健診のいずれか、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査（B・C型）の検診で希望するもの

健診場所・予約先	健診日	受付時間
友部保健センター（笠間市美原 3-2-11） Tel. 0296-77-9145	7月4日（金） 8月31日（日）	午前6時30分～10時 （1時間ごとに受付）  ※受付時間によって、募集人数が異なります。また定員により締め切る場合がありますので、ご了承ください。
笠間公民館（笠間市石井 2068-1） ※予約先は笠間保健センターです。 Tel. 0296-72-7711	7月7日（月）	
岩間保健センター（笠間市下郷 5139-1） Tel. 0299-45-7888	7月25日（金）	

**【子宮がん検診・乳がん検診（要予約）】**

健診場所・予約先	健診日	受付時間
友部保健センター Tel. 0296-77-9145	7月19日（土） ※午後からの検診 （子宮・乳がん検診）	午前10時～11時 （乳がん検診のみ） 午後0時30分～1時 （子宮・乳がん検診）
	8月5日（火）	
笠間保健センター Tel. 0296-72-7711	7月3日（木）	※受付時間によって、募集人数が異なります。また定員により締め切る場合がありますので、ご了承ください。
岩間保健センター Tel. 0299-45-7888	7月13日（日）	

**⑩岩間図書館「くるくるアニメーションゾートロープを作ろう！」の参加者を募集します**

丸い筒をくるくる回して絵が動く「ゾートロープ」を作ってみませんか。目の錯覚を確かめる実験、科学遊び・工作本の紹介もあります。ぜひご参加ください。

**日時** 6月22日（日） 午前10時～11時30分

**会場** 市民センターいわま 2階会議室（笠間市下郷 5140）

**対象** 小学生

**定員** 15名（応募者多数の場合は抽選）

**参加費** 無料

**持ち物** 筆記用具（えんぴつ、消しゴム、色ペン）、はさみ、使わなくなったCDかCD-ROM 1枚

**申込方法** 岩間図書館の窓口で直接または電話でお申し込みください。

**申込期間** 5月27日（火）～6月11日（水）

※月曜および5月29日（木）は休館日です。

**申・問** 岩間図書館 Tel. 0299-45-2082

**⑤臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します**

**【臨時福祉給付金】**

消費税率が8%に引き上げられたことによる所得の低い方々への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として支給します。

**対象** 次のすべての要件を満たす方

- (1)平成26年1月1日時点で住民票が笠間市にある方
- (2)平成26年度分の住民税が課税されていない方（非課税の方）

※ただし、課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者は対象外です。

**支給額** 10,000円/人

※ただし、次の加算対象者は1人につき5,000円を加算します。

- 加算対象**
- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者（平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方）
  - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など（平成26年1月分の手当等を受給している方）

**【子育て世帯臨時特例給付金】**

消費税率が8%に引き上げられたことによる子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として給付します。

**対象者** 次のすべての要件を満たす方

- (1)平成26年1月1日時点で住民票が笠間市にある方
- (2)平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方
- (3)平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

**対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は対象外です。

**支給額** 対象児童1人につき10,000円 ※一度限りの給付です。

**<共通事項>**

**申請期間** 7月14日（月）～10月31日（金）

対象者（世帯）には、7月上旬に申請書を添えた通知文書を郵送します。

**申請方法** 原則郵送ですが、社会福祉課（臨時福祉給付金）、子ども福祉課（子育て世帯臨時特例給付金）および各支所福祉課の窓口でも対応します。

※子育て世帯臨時特例給付金に関して、公務員の方は、児童手当受給状況証明書と申請書をご用意のうえ住所を有する市町村窓口へ申請してください。なお、公務員の方には通知文書を郵送しませんのでご注意ください。

**申・問** [臨時福祉給付金] 社会福祉課（内線157・158）  
[子育て世帯臨時特例給付金] 子ども福祉課（内線163・164）  
〒309-1792 笠間市中央 3-2-1



**市税等は納期限を過ぎると延滞金が加算されます。納期限内の納付をお願いします。**